

様式第 12 号（第 11 条関係）

## 診療所開設届

令和〇年〇月〇日

水戸市長 様

住 所 水戸市中央〇〇〇-〇〇  
氏 名 〇〇 〇〇  
連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

診療所を開設したので、医療法第 8 条の規定により次のとおり届け出ます。

ふりがな	〇〇ないかくりにつく		
1 名称	〇〇内科クリニック		
2 開設の場所			
郵便番号	3 1 0 - 〇〇〇〇		
所在地	水戸市笠原町〇〇〇-〇〇		
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
F A X 番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
3 診療を行おうとする科目	内科, 小児科, 整形外科, リハビリテーション科		
4 開設者			
現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し, 又は病院若しくは診療所に勤務している場合	病院又は診療所の名称	〇〇総合病院	
	病院又は診療所の所在地	水戸市〇〇町〇〇〇-〇〇	
本診療所と同時に他の病院又は診療所を開設しようとしている場合	病院又は診療所の名称		
	病院又は診療所の所在地		
臨床研修修了登録証又は免許証番号及び登録年月日	第〇〇〇〇〇〇号 令和〇年〇月〇日	再教育研修修了登録年月日	年 月 日

5 医師，歯科医師，薬剤師，看護師その他の従業者の定員					
従業者	定員	従業者	定員		
医師	3人	歯科医師	0人		
看護師	5人	歯科衛生士	0人		
准看護師	2人	歯科技工士	0人		
助産師	0人	その他	理学療法士	2人	
看護補助者	0人			人	
薬剤師	1人			人	
診療放射線技師	2人			人	
事務員	4人	計	19人		
6 敷地の面積 〇〇〇.〇〇㎡					
7 建物の構造概要					
建物名称	構造概要	用途	面積		
〇〇内科クリニック	鉄筋コンクリート造り 2階建て	診療所兼居宅	〇〇〇.〇〇㎡		
リハビリ棟	木造平屋建て	診療所	〇〇〇.〇〇㎡		
8 エックス線装置及び診療室の構造設備の概要（エックス線装置を設置する場合）					
開設時設置 のエックス 線装置	固定・携帯 の別	用途（撮影治療・ 一般歯科）の別	製作者及び型式		
	固定	一般撮影	〇〇株式会社（型式）〇〇〇-〇〇		
室名	室面積	構造概要	操作室面積	暗室	
				室面積	設備
X線撮影室	〇〇.〇㎡	鉛1.5mmPb	〇〇.〇㎡	無し	無し
	㎡		㎡	㎡	
9 歯科技工室（歯科医業を行う診療所であって，歯科技工室を設ける場合）					
室面積	採光面積又は照明	防塵設備	その他必要な設備		
〇〇.〇㎡	窓面積〇.〇㎡ LED照明	吸塵バキューム	石膏トラップ， 技工台，トリマー		

10 調剤所（調剤所を設ける場合）						
室面積	採光面積	外気開放面積	麻薬金庫の有無	冷暗所の面積構造	給水箇所	備付てんびん及び上皿てんびん
〇.〇㎡	〇.〇㎡	〇.〇㎡	有り	冷蔵庫 1台	1か所	電子天秤 1台
11 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数（病床を設ける場合）						
種別		室数		病床数		
一般		0室		0床		
療養		0室		0床		
計		0室		0床		
12 開設の年月日			令和〇年〇月〇日 開設			
13 管理者の住所、氏名等						
住所		水戸市中央〇〇〇-〇〇				
氏名		〇〇 〇〇				
臨床研修修了登録証又は免許証番号及び登録年月日			第〇〇〇〇〇〇号 令和〇年〇月〇日	再教育研修修了登録年月日	年 月 日	
14 診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間						
氏名	職種	担当診療科名	診療日	診療時間	免許証番号及び登録年月日	
〇〇 〇〇	医師	内科 外科 小児科	月～金	9:00～12:00 13:30～17:00	第〇〇〇〇〇〇号 令和〇年〇月〇日	
〇〇 〇〇	医師	精神科	月・水 第2金	9:00～12:00	第〇〇〇〇〇〇号 令和〇年〇月〇日	
					第 号 年 月 日	
15 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間						
氏名	勤務の日		勤務時間		免許証番号及び登録年月日	
〇〇 〇〇	月～金		9:00～12:00 13:30～17:00		第〇〇〇〇〇〇号 令和〇年〇月〇日	
					第 号 年 月 日	

16 薬剤師の氏名，免許証番号及び登録年月日（薬剤師が勤務する場合）		
氏名	免許証番号及び登録年月日	
〇〇 〇〇	第〇〇〇〇〇〇号 令和〇年〇月〇日	
17 機械換気設備の換気系統の区分	病理細菌検査室専用の排気ダクト設置	
18 診療用電気等危害の防止方法の概要	電気等使用場所	危害防止方法の概要
	医療用レーザー機器	眼球保護用眼鏡
	笑気ガス	医療ガス安全管理委員会を設置し点検・管理を実施
	診療用機械器具	絶縁及びアース取付
19 火気使用場所の防火設備の概要	火気使用場所	防火設備の概要
	給湯室	火災報知器
20 消火用の機械器具の概要	消火器，スプリンクラー	
21 添付書類	<p>(1) 開設者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（開設者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には，再教育研修修了登録証の写しについても添付すること。）</p> <p>(2) 敷地の平面図</p> <p>(3) 敷地周囲の見取図</p> <p>(4) 建物の平面図</p> <p>(5) 病床を設ける場合は，各病室の概要（別紙1）</p> <p>(6) 療養病床を設ける場合又は一般病床を10床以上設ける場合には，廊下の設置状況（別紙2）及び階段の設置状況（別紙3）</p> <p>(7) 薬剤師が勤務する場合は，薬剤師の免許証の写し</p> <p>(8) 管理者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し（管理者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には，再教育研修修了登録証の写しについても添付すること。）（開設者自身の管理免除の許可を受けている場合）</p> <p>(9) 診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事する助産師の免許証の写し</p> <p>(10) 麻酔科を標榜<sup>ぼう</sup>する場合は，標榜許可書の写し</p>	

注1 建物の平面図は，各室の用途を示し，各病室の病床数並びに療養病床に係る病室，機能訓練室，談話室，食堂及び浴室があるときは，これを明示すること。

- 2 建物及び敷地の平面図との突合に留意して記入すること。
- 3 診療所の開設者が当該診療所を譲渡し、又は診療所の開設者について相続があったときは、当該診療所の譲受者又は相続人は、「6 敷地の面積」から「10 調剤所」までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。また、「21 添付書類」の(2)から(4)までに掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。
- 4 「21 添付書類」の(1)及び(8)について、次の各号に該当する者は、臨床研修修了登録証の写しの代わりに、医師免許証又は歯科医師免許証の写しを添付すること。
  - (1) 平成 16 年 4 月 1 日前に医師免許を受けている者
  - (2) 平成 16 年 4 月 1 日前に医師免許の申請を行い、同日以後に医師免許を受けた者
  - (3) 平成 18 年 4 月 1 日前に歯科医師免許を受けている者
  - (4) 平成 18 年 4 月 1 日前に歯科医師免許の申請を行い、同日以後に歯科医師免許を受けた者